

令和7年度 イノバティブ産業集積促進事業補助金

1 イノバティブ産業とは？

市場の成長性や持続性が期待される成長ものづくり分野（**自動車、航空宇宙、医療福祉**に関する分野を指します）の八戸圏域への集積を高め、圏域全体の経済成長のエンジンとなるよう支援します。

2 補助対象者

八戸圏域連携中枢都市圏内（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）において、イノバティブ産業関連の事業に取り組もうとする企業。

なお、大企業・中小企業は問いません。

3 補助対象事業

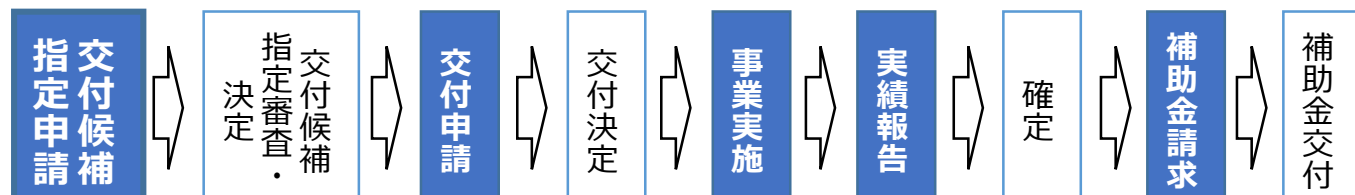
対象事業	対象経費	補助率	補助上限額
拠点開設事業	入居施設に係る賃料及び共益費	1/2	210万円/年
展示会出展事業	展示会等への出展に係る経費	1/2	20万円
試作開発事業	原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、その他必要な経費	1/2	200万円

4 申請受付期間

令和7年6月30日（月）まで

※予算に限りがありますので、申請補助金額の総額が予算に達した時点で終了いたします。

5 補助金申請・事業実施の流れ



詳細はこちら（八戸市HP） ▼

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/jigyoshamuke/yuchi_sogyo_zigyosyashien/kigyoyuchi/8052.html

お問い合わせ先

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課
TEL：0178-43-9048（直通） FAX：0178-43-2146
E-mail：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

